

別表2 切替三具体例（教育職(ニ)2等級の場合）

旧号給 (給料月額)	切替表 の 期間	旧号給を受けた日				旧号給 を受けた 期間	切替日の新号給		通算 期間	次期昇給予定				
		47 ・ 4 ・ 1	7 ・ 1	10 ・ 1	48 ・ 1 ・ 1		号給	給料月額		48 ・ 4 ・ 1	7 ・ 1	10 ・ 1	49 ・ 1 ・ 1	4 ・ 1
		28	3					28		3	28	148,200	0	28
(128,800)	6				28	6	28	"	3	28				29
			28			9	28	"	3	28				29
29	6				29	3	(+) 28	149,800	△ 3			29		
					29	6	29	151,800	0	29				30
			29			9	29	"	0	29				30
(131,400)	9				29	12	29	"	3	29				30
					30	3	29	151,800	3					30
					30	6	29	"	6				30	
(133,600)			30			9	29	"	9			30		
			30			12	29	"	12	30				31
					31	3	30	155,400	0	30				31
31	3				31	6	30	"	3	30				31
					31	9	30	"	3	30				31
			31			12	30	"	6	30			31	
(135,800)	6				32	3	(+) 28	156,200	△ 3			31		
					32	6	31	158,900	0	31				32
			32			9	31	"	0	31				32
(138,000)	9				32	12	31	"	3	31				32

3. 教育職員の給与改定 (昭和49年1月実施)

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の制定に伴い、本県においても県人事委員会の勧告に基づき、国に準じて本年1月1日から義務教育諸学校の教員及び県立教員の給与について、次のような改定が行われた。

- (1) 給料月額の引き上げ
 - 教育職(ニ)給料表 平均 5.5%
 - 小・中教育職給料表 平均 9%
 - 高等学校教育職給料表 平均 5.5%
- (2) 号給の増設
 - 小・中学校教育職給料表に、次の号給を増設した。
1等級に2号、2等級に2号、3等級に5号